

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件 一
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件 一
- 参議院福島県選出議員選挙における届出を受理する場所を定めた件 一
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙の場所及び日時を定めた件 一
- 参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における繰上投票を行う投票区及びその投票期日を定めた件 二
- 参議院福島県選出議員選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件 二
- 参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を選任した件 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を取り扱う場所を定めた件 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会場の場所及び日時を定めた件 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件 二
- 参議院比例代表選出議員選挙福島県選挙分会長 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会場の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を定めた件 三

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十六号
 平成二十二年七月十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
 平成二十二年六月二十四日
 福島県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 俊 彦

一 選挙長
 本宮市新井字新介二十九番地 菊地 俊彦
 二 選挙長の職務を代理すべき者
 福島市大森字高畑三十六番地の三 玉井 章

福島県選挙管理委員会告示第三十七号
 平成二十二年七月十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。
 平成二十二年六月二十四日
 福島県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 俊 彦

一 選挙長の事務を取り扱う場所
 福島市杉妻町二番十六号
 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室
 二 立候補の届出を受理する場所
 福島市杉妻町二番十六号
 福島県庁本庁舎五階正庁

福島県選挙管理委員会告示第三十八号
 平成二十二年七月十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。
 平成二十二年六月二十四日
 福島県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 俊 彦

一 届出の種類
 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
 二 届出を受理する場所
 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第三十九号
 平成二十二年七月十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙会の場所及び

日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 場所 福島市中町八番二号 福島県自治会館三階三〇二会議室
- 二 日時 平成二十二年七月十四日午前十一時

福島県選挙管理委員会告示第四十号

平成二十二年七月十一日執行の参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条の規定により、繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

市町村名	投票区名	繰上投票期日
南会津郡檜枝岐村	尾瀬投票区	平成二十二年七月一日

福島県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二十二年七月十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 日時 平成二十二年六月二十四日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十二年七月十一日執行の参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 日時 平成二十二年六月二十五日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第四十三号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一 選挙分会長

伊達郡桑折町字本町六番地 安斎 利昭

二 選挙分会長の職務を代理すべき者

福島市森合字丹波谷地前十四番地の二十 小野 和彦

福島県選挙管理委員会告示第四十四号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

選挙分会長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第四十五号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会場の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により、次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 場所 福島市中町八番二号 福島県自治会館三階三〇二会議室
- 二 日時 平成二十二年七月十四日午前十一時三十分

福島県選挙管理委員会告示第四十六号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、投票記載所における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

一日時 平成二十二年六月二十四日午後七時
二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

委員長 菊 地 俊 彦

参議院比例代表選出議員選挙福島県選挙分会長

参議院比例代表選出議員選挙福島県選挙分会長告示第一号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等の届出に係る福島県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超える場合における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定によるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙

福島県選挙分会長 安 斎 利 昭

一 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室
二 日時 平成二十二年七月八日午後六時